

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月19日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	杉並区
4. 届出番号	8
5. 独自利用事務の事例番号	31-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.suginami.tokyo.jp/guide/annai/mynumber/1032179.html

執行機関名 杉並区長

地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	杉並区高齢者住宅条例(平成9年杉並区条例第26号)による区立高齢者住宅及び区立サービス付き高齢者向け住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	19	
③番号法別表第2の項	31	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第6の項 杉並区高齢者住宅条例(平成9年杉並区条例第26号)による区立高齢者住宅及び区立サービス付き高齢者向け住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第1条	杉並区高齢者住宅条例(平成9年杉並区条例第26号)第1条、第2条(1)

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第1条 この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、法令その他別に定めるもののほか、杉並区高齢者住宅(以下「区高齢者住宅」という。)の設置及び管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 区高齢者住宅 杉並区(以下「区」という。)が建設、買取り又は借上げを行い、住宅に困窮する高齢者に対して賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設で、杉並区営住宅条例(平成9年杉並区条例第27号。以下「区営住宅条例」という。)及び杉並区立区民住宅条例(平成6年杉並区条例第19号)に基づくもの以外のものをいう。 第6条 区営高齢者住宅を使用することのできる者は、申込みをした日において、次に掲げる条件を具備している者でなければならない。 (1) 区内に引き続き2年以上住所を有していること。 (2) 年齢65歳以上の者であること。 (3) 収入が21万4,000円を超えないこと。 (4) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>杉並区高齢者住宅条例(平成9年杉並区条例第26号) 杉並区高齢者住宅条例施行規則(平成10年杉並区規則第52号)</p>